

平成21年11月20日に確定値の公表を行った後、那覇市、石垣市、うるま市、国頭村、恩納村、金武町、嘉手納町、北中城村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、竹富町から平成20年度決算に基づく健全化判断比率の修正報告がありましたので、「平成20年度決算に基づく健全化判断比率等（県内市町村等）の概要(確報)」及び「資料1」の内容を一部修正しました。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等（県内市町村等）の概要（確報）

平成21年11月20日
沖縄県企画部市町村課

【要点】

財政再生基準以上の団体はありません。

早期健全化基準以上の団体は、3団体となっています。

経営健全化基準以上の団体・公営企業は、2団体・3会計となっています。

今回公表する各比率の確定値について、平成21年9月30日に公表した速報値から変更のあった市町村等はありません。

1 健全化判断比率の概況〔別添「資料1」参照〕

(1) 実質赤字比率

ア 早期健全化基準（標準財政規模に応じ11.25～15%）以上の団体：なし

イ 実質赤字比率が生じた団体：なし

実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

(2) 連結実質赤字比率

ア 早期健全化基準（標準財政規模に応じ16.25～20%）以上の団体：なし

イ 連結実質赤字比率が生じた団体：2団体

今帰仁村：0.85%

伊是名村：7.89%

連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

(3) 実質公債費比率

ア 早期健全化基準（25%）以上の団体：3団体

座間味村：27.4%

伊平屋村：28.9% *

伊是名村：28.0% *

財政再生基準（35%）以上の団体はありません。

イ 県内市町村の平均値：13.3%（市：13.7%、町村12.2%）

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

* 伊平屋村、伊是名村の実質公債費比率は修正後の数値。

(4) 将来負担比率

ア 早期健全化基準（350%）以上の団体：なし

イ 県内市町村の平均値：108.8%（市：122.0%、町村73.9%）

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

2 資金不足比率の概況〔別添「資料2」参照〕

(1) 算定を行った公営企業会計数：102会計

県内の市町村、一部事務組合（県が加入するものを除く）及び広域連合において、公営企業を営営するものとして資金不足比率の算定を行った会計数

(2) 経営健全化基準（20%）以上の会計：3会計

座間味村・簡易水道事業特別会計（簡易水道事業）：57.2%

伊是名村・簡易水道事業特別会計（簡易水道事業）：92.7%

伊是名村・船舶運航事業特別会計（交通事業）：57.0%

(3) 資金不足額がある会計：6会計（前期(2)の3会計を含む。）

経営健全化基準未満の資金不足比率が生じた団体・会計は次のとおりです。

渡嘉敷村・航路事業特別会計（交通事業）：4.6%

座間味村・航路事業特別会計（交通事業）：2.0%

伊平屋村・水道事業特別会計（簡易水道事業）：0.1%

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの